重 要

平成 25 年 3 月
教務センター（教職担当）

【平成 21（2009）年度以前入学生対象】
教職に関する科目「総合演習」の廃止に伴う「教職実践演習（中等)」」の履修登録について

以前より、別紙（本お知らせ 2 ページ目）の「教育職員免許法施行規則改正に伴う「総合演習」の取り扱いについて」（平成 22 年 3 月 19 日）にてお知らせしているとおり、平成 24 年度をもって教職に関する科目「総合演習」は廃止となります。

これにより、平成 25 年度以降「総合演習」未修得者が教員免許を取得するためには、平成 25 年度以降開設する「教職実践演習（中等)」（4 年次秋学期配当 2 単位）の修得が必要となりますので、希望者は次の通り手続きを行ってください。

記

1　申込場所
千里山キャンパス：教務センター教職担当窓口（第 2 学舎 1 号館 1 階）
高槻キャンパス　：高槻キャンパスオフィス（A 棟 1 階）

2　申込期間
平成 25 年 3 月 22 日（金）～3 月 27 日（水）9：00～17：00
ただし、3 月 24 日（日）を除く

3　申込方法
所定用紙（窓口備付）に必要事項を記入し提出すること

4　履修条件
平成 25 年度秋学期に教員免許状を取得見込みであること

以上

【別紙】

重 要

平成 22 年 3 月 19 日
教務センター（教職担当）

教員免許取得希望の方へ
教育職員免許法施行規則改正に伴う「総合演習」の取り扱いについて

教育職員免許法施行規則の一部改正（平成 20 年 11 月 12 日）に伴い、教職に関する科目「総合演習」の取り扱いを下記のとおり変更しますので、平成 22 年度からの履修にあたり、十分注意してください。

記

1　対象：　H21（2009）年度 以前 入学生　（当該学年への編入学生を含む）

2　変更内容
- 教職に関する科目「総合演習」(3 年次配当 2 単位) は、平成 24 年度をもって廃止します。
- 平成 25 年度以降、「総合演習」未修得者が教員免許を取得するためには、平成 25 年度以降開設する「教職実践演習（中等)」(4 年次秋学期配当 2 単位）の修得が必要です。

	2009（H21）年度入学生	2008（H20）年度入学生	2007（H19）年度以前入学生
H22 年度		総合演習の履修可能	総合演習の履修可能
H23 年度	総合演習の履修可能	↓	↓
H24 年度	↓	↓	↓
H25 年度以降	**「総合演習」未修得者は、新設科目「教職実践演習（中等）」の修得が必要**		

3　「総合演習」履修にあたっての注意事項
- 総合演習は、抽選科目です（総合情報学部を除く）。履修にあたっては、履修前年度の 3 月に事前申し込みが必要です。詳細は、インフォメーションシステムの「お知らせ」を参照してください。
- 総合演習の履修にあたっては、次のいずれかの条件を充たしていなければなりません。
  （1）　「総合演習」を履修する前年度までに、「人権教育論－部落解放教育を中心として－」を修得していること。
  （2）　「総合演習」を履修する年度に、「人権教育論－部落解放教育を中心として－」を同時に履修登録すること。

4　「教職実践演習（中等)」履修にあたっての注意事項
- 平成 21 年度以前入学生が平成 25 年度以降に「教職実践演習（中等)」の単位を修得する場合は、『配当外科目』の扱いとなります（卒業所要単位に含まない)。
- 「教職実践演習（中等)」の履修にあたっては、当該科目を履修する学期に、教員免許状を取得見込みであることが必要です。

以上